

特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定第1270905654)

当施設はご契約者に対して特定施設入居者生活介護サービス及び、介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 福祉用具の取り扱いについて	2
4. 居室の概要	2
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスの概要等	4
7. 当施設の利用料金	4
8. サービス利用契約の終了について	6
9. 苦情の受付	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 六親会
- (2) 法人所在地 千葉県印西市笠神1620
- (3) 電話番号 0476-97-0100
- (4) 代表者氏名 理事長 湯川 智美
- (5) 設立年月 平成6年8月15日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

[指定年月日・平成28年 4月 1日]

介護保険事業所番号・1270905654号

(2) 施設の目的

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下、「特定施設サービス計画」という。）に基づき行われる、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行なうことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(3) 施設の名称

特定施設入居者生活介護事業所豊寿園

(4) 施設の所在地

〒274-0054 千葉県船橋市金堀町195番地

(5) 電話番号

047-457-2201

(6) 施設長（管理者）

氏名 泉水 拓矢

(7) 当施設の運営方針

（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業）

- 1 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。
- 2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画期的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ

の他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 5 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(8) 開設年月

平成28年 4月 1日

(9) 入所定員

30名

3. 福祉用具の取り扱いについて

- (1) 原則、福祉用具は施設側で用意しております。

ただし、オーダーメイド用具や特別な福祉用具につきしては、自己負担で購入いただくことがあります。

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室）	30室（養護老人ホームは別に22室）	2階16室、3階14室
トイレ、洗面台	各居室	各トイレとも車いす対応
食堂	1室	1階に1室
浴室	2室	一般浴槽1、個浴槽1
身障者用トイレ	4室	各階に1室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

(2) 居室の決定方法

利用者の希望・身体状況・居室の空き状況を勘案して決定します。他の居室への入居は、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合がございます。

(3) 居室の変更

- (ア) 利用者は、原則として入居時に指定された居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービス及び介護予防サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、特定施設に利用していない居室がある場合に限り、入居者の希望により居室を移動できる場合があります。

- 1 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき
- 2 現に利用している居室の整備等が、より適切なサービスを提供するうえで著しい支障があるとき。
- 3 より適切なサービスを提供するうえで、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障があるとき。
- 4 その他、既に利用している居室が、より適切なサービス提供をするため、利用者の日

常生活上において著しい支障があるとき。

- (イ) 施設の管理者は、特定サービスの提供に著しい支障があると認める場合、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。
- (ウ) 居室の移動を利用する希望者は、その理由を職員に申し出てください。
施設は、申し出を受けた時はその適否を利用者に通知します。
- (エ) 施設が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得ます。
- (オ) 居室移動した利用者は、移動する前に使用していた個室を入居前の現状に復してください。またその費用は利用者の負担とします。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名（うち常勤職員1名）
2. 生活相談員	1名（うち養護老人ホーム豊寿園と兼務）
3. 介護職員	・ 特定施設の利用者の数が3名を増すごとに1名以上
	・ 介護予防特定施設の利用者の数が10名を増すごとに1名以上
4. 計画作成担当者	1名
5. 看護職員	1名
6. 機能訓練指導員	1名

※1 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※2 常勤換算：全職員の週当たりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数37.5時間（勤務時間7.5時間×5日）で除した数です。

（例）週37.5時間勤務の介護職員が5名いる場合
（37.5時間×5名÷37.5時間＝5名）となります。

6. 当施設が提供するサービスの概要等

業務	①特定施設サービス計画等の作成 ②生活相談 ③安否確認 基本サービスを当該入居者と係わりながら自立生活支援のための見守りの援助及び安否確認を行います。 ④入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活の世話 ⑤機能訓練及び療養上の世話
食事	当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご契約者の体調の状況により居室で摂って頂くことがあります。
食事の提供時間	朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入浴	原則として特定施設サービス計画等に沿って、週に2回対応致します。

機能訓練	日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画等に沿って、施設職員が対応致します。
健康管理	ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院への外来受診を致します。また、原則毎週1回、医務室にて嘱託医による診察や健康相談サービス、月2回の協力歯科医院の往診も受けることができます。
レクリエーション	年間を通じて利用者の交流会等の行事を行います。
その他	日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画等に沿って介護を行います。

7. 当施設の利用料金

(1) 介護保険の給付対象サービス（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。利用者負担減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。尚1単位は10.54円となり、計算方法は下記のとおりとなります。

利用単位数×10.54円＝サービス利用料金

※小数点以下切り捨てとなります。

サービス利用料金－（サービス利用料金×0.9）＝自己負担額

※小数点以下切り捨てとなります。

<介護保険が適用される基本料金>

- ・要支援・要介護度に応じて利用料の1割をご負担いただきます。
- ・一定以上の所得の場合、2割負担・3割負担となります。詳しくは、職員へお問い合わせ下さい。

1日あたりの料金		サービス利用料金 (基本単位部分)	自己負担額 (1割負担)
特定施設入所者生活介護 (1日につき)	要支援1 (183単位)	1,929円	193円
	要支援2 (313単位)	3,299円	330円
	要介護1 (542単位)	5,713円	572円
	要介護2 (609単位)	6,419円	642円
	要介護3 (679単位)	7,157円	716円
	要介護4 (744単位)	7,842円	785円
	要介護5 (813単位)	8,569円	857円
退院・退所時連携加算	1日につき (30単位)	316円	32円
退居時情報提供加算	1回につき (250単位)	2,635円	264円
看取り介護加算 (I)	(1)死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき72単位) (2)死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき144単位) (3)死亡以前2日又は3日 (1日につき680単位) (4)死亡日 (1日につき1,280単位)		
看取り介護加算 (II)	(1)死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき572単位) (2)死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき644単位) (3)死亡以前2日又は3日 (1日につき1,180単位)		

	(4) 死亡日	(1 日につき 1,780 単位)	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	1 日につき (3 単位)	32 円	4 円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	1 日につき (4 単位)	42 円	5 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (1)	1 月につき (10 単位)	105 円	11 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (2)	1 月につき (5 単位)	53 円	6 円
新興感染症等施設療養費	1 月に 1 回、連続 5 日まで (240 単位)	12,648 円	1,265 円
生産性向上推進体制加算 (1)	1 月につき (100 単位)	1,054 円	106 円
生産性向上推進体制加算 (2)	1 月につき (10 単位)	105 円	11 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1 日につき (22 単位)	232 円	24 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1 日につき (18 単位)	190 円	19 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1 日につき (6 単位)	63 円	7 円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率 12.8% を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率 12.2% を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数にサービス別加算率 11.0% を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数にサービス別加算率 8.8% を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ-①～Ⅴ⑭)	所定単位数にサービス別加算率①～⑭を乗じた単位数 ①11.3%②10.6%③10.7%④10.0%⑤9.1%⑥8.5%⑦7.9% ⑧9.5%⑨7.3%⑩6.4%⑪7.3%⑫5.8%⑬6.1%⑭4.6%		
入居継続支援加算 (Ⅰ)	1 日につき (36 単位)	379 円	38 円
入居継続支援加算 (Ⅱ)	1 日につき (22 単位)	232 円	24 円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1 月につき (100 単位) 3 月に 1 回	1,054 円	106 円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1 月につき (200 単位) 個別機能訓練加算との併算は、100 単位	2,108 円	211 円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	1 日につき (12 単位)	126 円	13 円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	1 月につき (20 単位)	211 円	22 円
ADL 維持等加算 (Ⅰ)	1 月につき (30 単位)	316 円	32 円
ADL 維持等加算 (Ⅱ)	1 月につき (60 単位)	632 円	64 円
夜間看護体制加算 (Ⅰ)	1 日につき (18 単位)	190 円	19 円
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	1 日につき (9 単位)	95 円	10 円
若年性認知症入居者受入加算	1 日につき (120 単位)	1,265 円	127 円
協力医療機関連携加算 (要件①②)	1 月につき (100 単位)	1,054 円	106 円
協力医療機関連携加算 (要件無)	1 月につき (40 単位)	422 円	43 円
口腔・栄養スクリーニング加算	1 回につき (20 単位) 6 月に 1 回	211 円	22 円
科学的介護推進体制加算	1 月につき (40 単位)	422 円	43 円

※実際の利用料金は、ご利用日数や加算分の適用内容に応じて決定します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ① 特別な介護費用（本人が希望するオムツ代等）
- ② その他の実費
 - ・ 理容代
 - ・ 医療費、インフルエンザワクチン等自己負担分
 - ・ 生活雑貨、消耗品等
 - ・ 各種税金等

<サービスの概要と利用料金>

- ① 利用料口座引落手数料（1ヶ月165円）

- ② 閲覧物

ご契約者は、下記の書類を閲覧できます。ただし、これ以外にも閲覧できますのでお申し出ください。

事業報告書・事業計画書・収支予算書・収支決算書・サービス提供内容・その他の記録

- ③ 複写物の交付

ご契約者は複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

上記金額につきまして、介護報酬単価の見直しや当事業所の体制に変更があった場合など、お支払い料金に変更が場合には、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明致します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振込み（手数料は利用者様負担）

千葉銀行 印西支店 普通預金 3467605

社会福祉法人六親会

特定施設入居者生活介護事業所豊寿園

施設長 泉水拓矢

（シャカイフクシホウジンリクシンカイ トクエイシセツニューウキョシヤセイカツカイコ`ジギョウショホウジユエン シセツョウ センシタクヤ）

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし（手数料は利用者様負担）

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業共同組合、労働金庫（郵便局はご利用になれません）

(4) 入所中の医療提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

医療機関

医療機関の名称	東船橋病院
電話番号	047-467-8593
所在地	千葉県船橋市高根台 4-29-1
診療科	脳神経外科・胃腸科・外科・内科・呼吸器科・循環器科・小児科 ・整形外科・放射線科・リハビリテーション科

歯科医療機関

名称	八千代デンタルクリニック
電話番号	047-489-3718
所在地	千葉県八千代市村上南 1-3-1
診療科	歯科

8. サービス利用契約の終了について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約解除させていただくことになります。(契約書第六章参照)

- | |
|---|
| ① 契約者が死亡した場合
② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約の解約・解除の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からご解約を申し出ることができます。その場合には、解約を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合 |
|---|

- ③ 事業者もしくはサービス従事者が個人情報保護（守秘義務等）に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

その場合には、事業者は契約を解除する日の 30 日前までに文書にて通知をします。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（契約書第 18 条参照）
- ⑤ ご契約者が他施設へ入所した場合

9. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

【職名】 計画作成担当者 【氏名】 清水 智樹

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

TEL 047-457-2201（代表）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所 健康福祉局 福祉サービス部 高齢者福祉課	所在地 千葉県船橋市湊町 2-10-25 電話番号 047-436-3353 F A X 047-436-2350 受付時間 月曜から金曜までの午前 9 時～午後 5 時 (祝休日・年末年始除く)
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 ・ F A X 043-254-7401 受付時間 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始除く)
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 電話番号 043-246-0294 ・ F A X 043-246-0298 受付時間 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 (土・日・祝日・年末年始除く)

豐壽園規則

生活一般

入居者間で金品、飲食品、衣類、嗜好品、その他の物のやり取りは行わないこと。
 他入居者の居室の出入りは行わないこと。
 他者への暴力・暴言、その他迷惑行為は行わないこと。
 お互いのプライバシーを尊重すること。
 共有物、共有スペースを私物化しないこと。
 焚火、自由炊飯は行わないこと。
 賭け事及び布教活動、政治活動、営利活動は行わないこと。
 消灯時間は午後 9 時とし、消灯時間以降は談話コーナーのテレビを消すこと。

健康

医師及び医師の指示を仰いだ看護職員の指示には従うこと。
 具合が悪くなった場合は速やかに職員へ申し出ること。

個室

居室は原則として入居時に指定された居室を使用すること。
 居室及びその設備品に関して、故意に損傷させた場合の修理・修繕費用は自己負担とする。
 電気製品の使用は事前に職員に申し出て相談することとし、自己負担金の了承をすること。

外出・外泊

外出・外泊は前日までに届出書を提出し、施設長の承認を得ること。
 施設提供食の中止を伴わない徒歩圏内の散歩、買い物外出は当日申し出ることも可能とする。
 届出書には目的、行き先、時間等を正確に記入し、帰園時間が予定より遅れる場合は、必ず施設へ連絡を入れること。
 帰園時間は原則午後 6 時までとする。
 帰園時は職員立ち合いのもと、荷物の確認を行うこととし、アルコールや危険物は絶対に持ち込まない。

金銭

おこづかいの自己管理は、本人の申し出により施設で協議を図り決定する。
 預かり金の引き出しは毎月 1 回を原則とし、毎月 15 日申請し、当月 25 日受領とする。

喫煙及び火気

喫煙希望の入所者は安全面、健康面把握の観点から事前に施設へ申し出ること。
 火災予防、健康管理の観点から他入居者へは上げないこと。
 喫煙場所は 1 階食堂ピロティ（非常階段側）の 1 か所のみとする。
 例外なくライター等火気の管理は職員が行い、保管する。煙草の自己管理は協議の上、施設が決定する。
 喫煙時間は午前 6 時から午後 6 時 30 分までとする。

飲酒

飲酒は施設が許可し園内行事に限る。
 原則外出時の飲酒は認めない。万が一飲酒が確認された場合は施設として相応の対処を行う。
 例外として心身上に問題がなく、家族同伴で送迎のある場合は可。（ただし泥酔状態は禁止）

食事・買い物

原則として、食事は 1 階食堂で摂取する。
 間食の取り過ぎの場合は栄養士、看護師の指導が入り、それに従う。
 餅類の購入・持ち込みは誤嚥リスクの観点から一切禁止とする。
 飴等、その他誤嚥リスクの高い食品の購入・持ち込みは本人の嚥下状態等を鑑みて、施設で決定する。
 施設から提供される食事・おやつ時に外部からの食品（調味料含む）を持ち込まない。
 刺身、寿司等生ものの購入・持ち込みは原則禁止とするが、家族等付き添いの場合のみ施設で協議の上、決定する。
 要冷蔵の購入品に際しては、必ず当日まで食べ終わる量までの購入とすること。
 生活必需品以外の嗜好品購入は施設へ事前に申し出て、本人の状態を鑑みて施設で許可を決定する。
 買い物外出レクリエーション時は飲食の購入は禁止とする。
 購入予定のある食品は事前に施設へ申し出ることとし、本人の嚥下状態や病状を鑑みて施設で許可の判断をする。
 事前に相談のない、インターネットや通信販売の購入は禁止とする。

通信

携帯電話の持ち込み原則禁止とし、食堂にある公衆電話を使用すること。
 郵便物に異物の恐れがある場合は、職員立ち合いのもと本人に開封してもらい預かる場合がある。

掃除・洗濯

居室内は可能な範囲でその入居者が行うこと。
 共用部は可能な範囲で入居者全員で行うこと。
 騒音防止の観点から、消灯時間後の午後 9 時から午前 6 時までは洗濯機の使用を不可とする。
 指定された物干し場を使用し、カーテンレール等に吊るして干さない。

同 意 書

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護サービス・介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 千葉県船橋市金堀町195番地
 事業者名 社会福祉法人 六親会
 特定施設入居者生活介護事業所豊寿園
 説明者 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、「特定施設入居者生活介護事業所豊寿園」の特定施設入居者生活介護サービス・介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住 所 船橋市金堀町195番地豊寿園

氏 名 印

<身元引受人>(保証人)

住 所

氏 名 印 (利用者との続柄)

<代理人>(選任した場合記入)

住 所

氏 名 印 (利用者との続柄)

契約者は署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名を代行いたします。

<署名代行者>(身元引受人または代理人と同一の場合は、住所は同上と記載のうえ署名捺印して下さい)

住 所

氏 名 印 (利用者との続柄)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき4階建
- (2) 建物の延べ床面積 7796.59㎡
- (3) 施設の周辺環境

船橋市北部の高台に位置し、近くには県民の森やアンデルセン公園などがあり緑の多い恵まれた環境に位置しております。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

計画作成担当者…ご契約者に係る特定施設サービス計画等（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

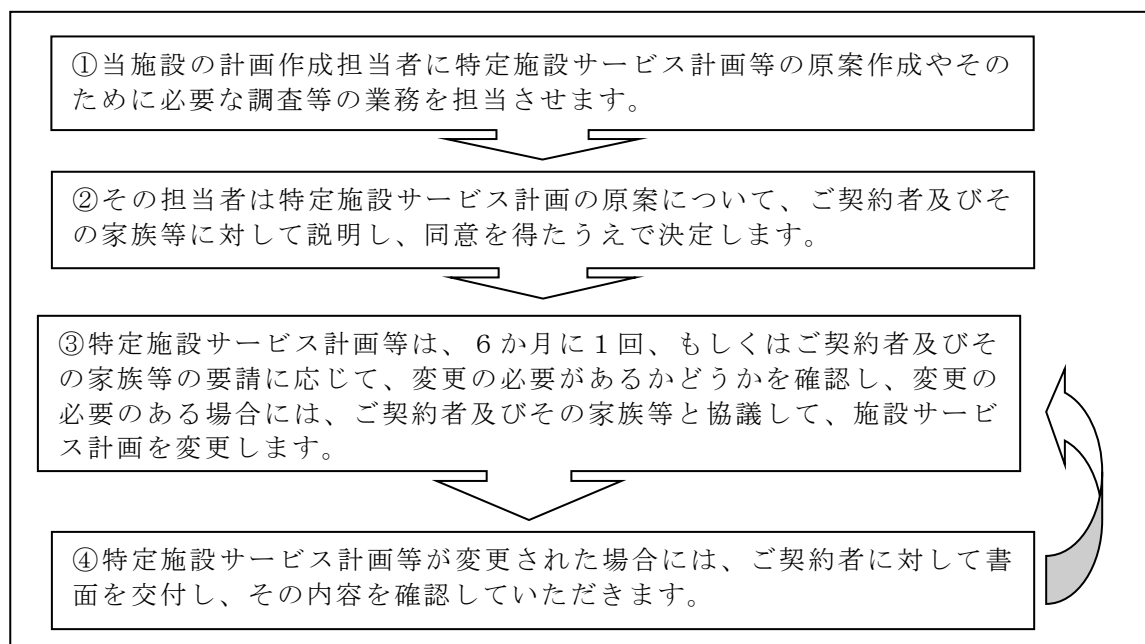
看護師…ご契約者の健康状態の把握及び適切な医療機関との連携を図ります。

機能訓練指導員…日常生活動作の維持または向上を目指して機能訓練を実施します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「特定施設サービス計画等（ケアプラン）」に定めます。

「特定施設サービス計画等（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第4条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第三章参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、ご契約者から聴取、確認の上でサービスの提供を実施します。
- ③ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、『拘束の内容』『拘束時間』『拘束の理由』を示した同意書に署名捺印していただいた後、実施し拘束実施期間は状態、検討内容などの記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（個人情報保護）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、あらかじめ文書にて、ご契約者の方から『個人情報使用同意書』の内容を説明し同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ 刃物などの危険物、生き物、宗教及び政治活動に関するもの。
- ・ 病原性大腸菌（O-157）予防対策の為、『なまもの』はご遠慮頂き他の食物についても職員にご相談ください。

（2）喫煙について

- ・ 当施設内におきましては、全館『禁煙』になっています。喫煙を希望される方は喫煙スペースをご利用下さい。
- ・ 喫煙を希望される場合『たばこ』『ライター』に関しては、介護職で管理させていただきます。

（3）面会

面会時間 午前9：00～午後6：00

※ ご面会される方は、必ずその都度職員に届け出てください。

※ なお、ご面会される場合、上記（1）の物の持ち込みはご遠慮ください。

（4）外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。（外出・外泊をする際は、外泊・外出届けを記載して頂きます）

（5）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(6) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- お心遣いはお受けすることができません。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

6. 損害賠償について（契約書第五章参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護（守秘義務）に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌^{しんしやく}して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。